

メンガー・経済的自由主義・自生的秩序論

池田 幸弘 慶應義塾大学経済学部

E-mail: ikeda@econ.keio.ac.jp

はじめに

オーストリア学派の始祖たるカール・メンガーの政策的素地がどのようなものであったかということは、メンガー研究者にとってのみならず後のオーストリア学派の展開を考える場合にも興味ある問題である。ルードヴィッヒ・ミーゼスやフリードリッヒ・ハイエクの経済的自由主義、そして前者の系譜をひくマレー・ロスバードのラディカルな無政府資本主義を考えてみたとき、学派の継承関係から言えば祖父や曾祖父の世代にあたるメンガーの存在は小さくないものがあるといえる。果たして、かれらの自由主義は初期のオーストリア学派においてすでに存在していたものなのだろうか。これが本報告の主題である。

メンガーの政策的立場を探るのは重要な学史研究上のテーマであるが、この課題にたいする明確な解答はまだない。というのは、つぎのような困難がこの課題にはつきまとうからである。メンガーはすぐれた理論家であり、また政策上の問題についての発言もあるが、政策論についてのまとまった論考は残していない。したがって、この課題に接近するには、彼の著作のあちこちから断片をひろいあげることがどうしても必要となる。

こうした点は古くから研究者には知られていたが、このような難点を解決するのに資するのではないかとされるのが、シュトライスラー夫妻が復刻したメンガーのルドルフ皇太子にたいする講義である。(以下、『ルドルフ講義』と呼ぶ。)『ルドルフ講義』はルドルフやメンガーの筆によるものであるが、その内実は教育係であったメンガーの皇太子にたいする講義を再生したものであり、しかもその内容の主要な部分は経済政策論なのであった。上述の問いに興味を持つ研究者にとって、またとない資料の復刻だといえる。

しかし、以下で述べるように、この資料によってメンガーの思想的内実が明らかになったとはいえない。むしろ、いくつかの点で新たな困難が加わったとも言える。まず、第一に資料の問題がある。『ルドルフ講義』の意義は否定すべくもないが、これはどの程度メンガー自身の真意を伝えたものであるか。编者であるシュトライスラーもむろんこの点について言及しており、あらかじめ予期される反論を予想した上で、编者序文を草している。経済学の制度化に伴い、教育上の効果ということから、とりあえず自らの所見とは別に講義の内容を考えるとすることはとくに珍しくなく、講義というものが本人の学説とは一応離れたところで展開されるのはしばしば見受けられることである。しかし、報告者は、本報告の範囲内では『ルドルフ講義』がメンガーの思想をある程度忠実に反映したものだと考えている。

また、よりいっそう内容に立ちってみると、つぎような問題がある。シュトライスラ

ーが述べているように、『ルドルフ講義』の内容は、メンガーが真正の経済的自由主義者であるかのような印象を与える。ことほどさように、『ルドルフ講義』のメンガーは積極的な政府の介入には懐疑的である。また、メンガーが『ノイエ・フライエ・プレッセ』に発表した「古典派経済学の世界理論と現代の経済政策」(以下、「社会理論」と呼ぶ。)との関係はどのように考えたらよいのか。「社会理論」では、スミスが社会政策をも考慮に入れた一定の範囲内での介入主義者であったことを、メンガーは強調している。これはスミス解釈としてはとくに新しいものではなく、スミス解釈史のなかで何度も浮上するスミス擁護の一パターンだが、このような立場は『ルドルフ講義』の見地と両立するのだろうか。本報告では、主として編者であるシュトライスラーの整理(Streissler 1994)を参考にしながら、『ルドルフ講義』の内容をみていくことにしたい。

さらに、以上の論点とは独立であるが、冒頭でふれた後期のオーストリアンとの関連では、ハイエクの自生的秩序論を逸することはできない。自生的秩序論の原型はメンガーにあるとしばしば指摘されており、ハイエク自身もそのような解釈を正当化させるような発言をくりかえしている。もしそうならば、ハイエクがそうしたように、メンガーは自生的秩序論を経済的自由主義、あるいは不介入主義と結び付けていたのだろうか。この問いに答えられれば、後期オーストリア学派とメンガーの関係もいま少し明らかになってくると思われる。

本報告はこのような課題の解決に向けての一試論である。いまだ統合的なメンガー像を描けてはおらず問題の指摘にとどまるものであるが、会員諸氏のご教示を頂ければ幸いである。報告は以下の順序で行われる。まず、『ルドルフ講義』と「社会理論」をもとに、これらを統合的に理解すべく、メンガー政策論の素地を探る。さらに、後半では『方法論』を参考にしながら、ハイエクの自生的秩序論のモデルがメンガーにあったといえるのだろうかを探る。

『ルドルフ講義』と「社会理論」

『ルドルフ講義』がハインリッヒ・ラウやヴィルヘルム・ロツシャーの学説に大きく依拠していることはすでにシュトライスラーが指摘しているとおりであるが、いま一つの典拠がスミスの『国富論』であったといわれている。文明社会における原則非介入の立場は、つぎのように表現されている。「まだ文明化されていない国民の場合は、国家の長は介入することによって、完全に停滞している国民経済を向上させることができる。しかし、勤労と教養によって工業と商業が繁栄している場合は、国家はあまりに介入すると市民の利害をおおいに傷つけてしまうことになる。」(Menger 1994: 108-110)このように、まだ国民経済がテイク・オフしていない場合は、ある種の産業政策によって経済を方向付けることが可能であるが、その後はこのような政策は有害無益となる。これは、たしかにある種の経済的自由主義といってよい。とくに重要なのは、官僚は個人の状態のディテールにつ

いて知り得ないとされていることであり、たしかに、これはハイエクの知識はすべからく局所的であるという見解を想起させるのに十分である。

ただ、それにもかかわらず、『ルドルフ講義』がいくつかの点について政府の介入を認めていることは看過できない事実である。道路、鉄道、運河の整備のほか、家畜の疾病がひろがるのを防いだり、ワインの輸入を停止したりするのは、国家でなくてはできないとされる。また、キクイムシを排除するのも国家の大切な仕事である。また、個人に任せておくと森林が安易に伐採されてしまうが、これにたいして長期的な視点から林を守りことも国家のなしうることである。ここであがっている政府の agenda のうち、道路と運河の整備についてはスミスとの関係で後の「社会理論」でも言及されている。それ以外の諸点について、シュトライスラーはラウなどをメンガーの典拠としてあげている。そのことは、メンガーの政策的源泉がスミスだけでなく、ドイツ経済学にも求められることを示している。森林保護にあらわれた政策思想は、ドイツの政策思想を無視しては理解できない。

また、分配の不平等についても、『ルドルフ講義』は一定の配慮を示している。「しかし、所有制度はまた否定できない難点をも有している。もっとも大きな難点は、発展にしたがい、貧富の差がひどくなることである。」(Menger 1994: 46)「現代国家は、所有階級(地主、家屋所有者、工場経営者、商人、資本家等々)の利害を社会主義者や共産主義者の実行不可能な計画から守らなければならない。他方で、政府は無産階級の一部に現存する貧困に目を閉ざしてはならないし、労働者階級を向上させ、貧困が表面化している場合にはこれを緩和しなければならない。」(Menger 1994: 50)一般にドイツ社会政策学会のスタンスは、社会主義にたいして距離を置くとともに、貧富の差の増大にたいしてはしるべき対処をとるということであったが、このような姿勢それ自体はメンガーも共有していると考えられる。

この点は 1891 年の「社会理論」でも同様である。「富者と貧者、そして強者と弱者との間の利害闘争においては、スミスはすべての場合例外なく後者の立場に立っている。」(Menger 1891: 223)「貧者と弱者の保護が問題となるさいには、スミスの立場は部分的には現代の社会政策論者の立場よりも優れている。スミスの見解は、著作の個々の場所では、ルイ・ブラン、フェルディナント・ラッサール、カール・マルクスのような現代の社会主義の見解に近づいている。よく知られているように、かれらはつねにスミスやその門弟の理論に依拠しているのであり、スミスの敵対者に依拠しているのではないのだ。」(Menger 1891: 224-225)この小さい論説はスミス死後百年を記念して書かれているので、主たる議論の対象はスミス自身の政策的立場である。そして、『ルドルフ講義』が社会主義にたいする批判をあらわにしているのにたいし、一般紙向けということもありここでのメンガーは社会主義にたいする自らの評価については沈黙している。いまここで、スミスを社会主義者と重ねあわせて理解することの適否は問わない。ともかくも、上掲の引用からわかるように、スミスは労働者階級の状態に代表されるような社会問題について多大の関心を抱

いていたとメンガーはいうのである。

ただし、メンガーはここでも自助努力を強調している。この点は、二回にわたって公表された「社会理論」の後半部分で明らかにされる。「偏見を持たない者であれば誰も、節約と個人の才覚によってよりいっそう状態に到達しようとする努力に、全階級の重要な経済的進歩がかかっていることは否定しないだろう。しかし、国民の多くの層はこの点について明確には理解しておらず、すべてが国民経済の総収益のなかからもっとも大きな取り分を獲得しようとする社会階級間の闘争に向けられてしまっているのだ。」(Menger 1891: 244) 社会問題の存在を積極的に認めるということについてメンガーは人後に落ちないが、その解決策は社会政策学会の主流が提示したものと事となっているかもしれない。メンガー政策論の鍵概念は、『ルドルフ講義』と「社会理論」においては、たしかに自助努力と自己責任(Selbstverantwortlichkeit)だといえる。自助努力で十分でない場合にはじめて政府の介入が要請される。『ルドルフ講義』では経済成長にとっての節約の意義が説かれているが、ここでも同じ視点がうかがえることに注意しておきたい。『社会理論』では、賃金水準はたんに積極的な立法によるのみならず、資本蓄積と資本の生産的な利用にかかっているとされる。生産的労働論の淵源はスミス『国富論』第二編であろう。

ハイエクの自生的秩序論：メンガーはその原型か？

ハイエクの自生的秩序論の先駆はメンガーであるとしばしば指摘される。このことは、一定の留保を付ければ完全な間違いとはいいきれないが、ただ両者の制度の理解に重大な差があることもあわせて述べておきたい。メンガーは、ハイエクの用語でいうところの自生的秩序のなかに、市場、言語、貨幣とならんで国家をも含めて考えている。このことは、『方法論』などにおける論述から明らかである。ハイエクはちがう。国家は自生的秩序には含まれておらず、彼のいう設計主義の産物として理解されている。『法と立法と自由3』の象徴的な表現によれば、「社会は生まれるが、国家は作られる」(Hayek 1974: 140 訳、193-194)のである。国民国家は私人たちの集団から自然に生成するというのがメンガーの論理だが、ハイエクはこのような視点を共有していない。ハイエクにおける国民国家の位置付けは決して高いものではない。

また、メンガーにおいては、自生的、自立的な制度の進化という視点と経済的自由主義とは結びついてはいない。メンガーの当時の通貨事情についての時論は著作集の第4巻で読めるが、彼が政策の提言にあたって制度進化についての特有の議論を使った例は知られていない。このような、メンガーのスタンスは、よく知られた彼の貨幣論にも影を投げかけている。以下、主として江頭進会員の議論によりながらみしてみよう。貨幣が私的な動機付けから発生するとの見解は、初版『原理』や『方法論』でのメンガーのおはこだが、二版『原理』ではややこととなった思想が展開されている。「貨幣制度は自生的な(automatisch)発展にまかせるだけでは、発展した国民経済のそれにたいする諸要求を満足させることが

できない。」(Menger 1923: 274 訳、420)「経済的な犠牲を覚悟してまでも、国民経済に継続的に、交易の必要に応じた鑄造貨幣を供給することに關心をもつのは国家だけであり、しかもまた国家だけが、貨幣の変造や偽造から鑄貨制度を守り、詐欺的な重量節減やその他の交易に有害な犯罪行為から、循環している流通手段を有効に保護する権力手段を所持していることは明らかである。」(Menger 1923: 275 訳、422)第一の引用では、私的な経済だけにゆだねては貨幣制度は完成しないと言われている。ハイエクらとの懸隔は明らかである。また、第二の引用では、潤沢な貨幣供給は国家だけがこれをなしうること、そして偽造の問題から貨幣を守るのも国家だけがなしうるということが主張されている。ここで展開されている思想は Central Banking の思想だといってよく、自生秩序論の系譜とはことなったパラダイムでメンガーが考えていたことがわかる。このような側面は『方法論』までのメンガーには明示的にはなく、ここから自生的秩序論の祖としてのメンガーという像が生まれてくる。遺憾ながら、ハイエクも米国における Free Banking の主張者も二版『原理』には十分な注意を払っていない。初版『原理』、『方法論』のみに依拠しているメンガー像を構築することの危うさ、二版『原理』を軽視することの問題性は明らかであろう。同時にこのことは、八木紀一郎会員がかつて示唆したように、初版『原理』刊行後のメンガーの思想の変化についても考慮を払わなければならないことを示している。

暫定的な要約

いくつかの留保を付せば『ルドルフ講義』や「社会理論」におけるメンガーは経済的自由主義にコミットしていたといっていよい。シュトライスラーの指摘のとおり、両者の間に重大な差異はないと考えられる。しかし、自生的秩序論と経済的自由主義との結婚はメンガーにはない。また、貨幣制度の完成にあたって国家が果たす役割は肯定的に評価されている。メンガーと経済的自由主義との関係はこのように複雑であり、なおも一義的な規定を許さない。この点で、始祖たるメンガーと後のオーストリアンとはちがっている。なぜこのような差が生じてきたかであるが、二版『原理』の軽視は一つの要因であり、さらには、この学派の内部でのドイツ語の地位低下ということが考えられる。メンガー経済学とドイツ経済学との関係は今日では疑うことのできない定説だが、ハイエクが有機体説を嫌い、アングロファイルだったこと、そしてミーゼス門下のモダン・オーストリアンたちがドイツ語を解さないことが、オーストリア学派のなかでのドイツ経済学の伝統を消しさることに大きく貢献したことは確かだろう。

参考文献

Friedrich Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 3, 1976. 渡部茂『法と立法と自由 3』(ハイエク全集、第10巻)春秋社、1983年。

Yukihiro Ikeda, "Carl Menger in the 1860s: Menger on Roscher's Grundlagen", in Gerrit Meijer ed.

New Perspectives on Austrian Economics, Routledge, 1995.

Yukihiko Ikeda, *Die Entstehungsgeschichte der Grundsätze Carl Mengers*, Scripta Mercaturae, St. Katharinen, 1997.

Carl Menger, "Die Sozialtheorien der klassissschen Nationalökonomie und die moderne Wirtschaftspolitik", *Neue Freie Presse*, 6 und 8 Januar 1891, No. 9470 und 9472, in: Carl Menger, *Gesammelte Werke*, Bd. 3, 2. Auflage, J. C. B. Mohr Tübingen, 1970.

Carl Menger, *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2. Auflage., mit einem Geleitwort von R. Schüller, aus dem Nachlass herausgegeben von Karl Menger, Wien und Leipzig, 1923. 八木紀一郎ほか訳 『一般理論経済学 12』みすず書房、1982年、1984年。

(Carl Menger), *Carl Menger's Lectures to Crown Prince Rudolf of Austria*, ed. by E. W. Streissler and Monika Streissler, Edward Elgar, 1994.

Erich Streissler, "Menger's Treatment of Economics in the Rudolf Lectures", in: *Carl Menger's Lectures to Crown Prince Rudolf of Austria*, ed. by E. W. Streissler and Monika Streissler, Edward Elgar, 1994.

東清二郎「オーストリア学派における伝統の形成と多様性の消失」、『早稲田大学社会科学研究所社会科学討究』第35巻第3号、1990年。

江頭進『F.A. ハイエクの研究』日本経済評論社、1999年。

池田幸弘「ハイエクと制度進化の経済学 - 自生的秩序と国家 - 」、『経済学史学会年報』第34号、1996年。

八木紀一郎『オーストリア経済思想史研究』名古屋大学出版会、1988年。

八木紀一郎「カール・メンガーと歴史学派」、八木紀一郎・住谷一彦編『歴史学派の世界』日本経済評論社、1998年所収。

八木紀一郎「オーストリア学派における自由主義の純化」、『土地制度史学』第171号、2001年4月。